

2023年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）

開放型入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕 および 〔設問 2〕 に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、その定款で、甲社の発行する株式全部につき、同社株式の譲渡による取得には、同社取締役会の承認を要する旨の定めを設けている。甲社の取締役は、A、BおよびCの3名で、そのうちAが代表取締役である。甲社の発行済株式の総数は4000株であり、AおよびBがそれぞれ1000株保有しているほか、残り2000株については、取引先や従業員等が分散して保有している。なお、甲社は株券発行会社ではない。

甲社株主Pは、自らが経営する会社の資金繰りが苦しくなったことから、保有する甲社株式500株（以下「本件株式」という。）を売却して資金を捻出することにした。Pは本件株式を買ってくれる人はいないかと友人のQに相談したところ、Qは自らが本件株式を買い受けることを申し出た。Pは急いでいたこともあり、甲社取締役会の承認を受けることなく、本件株式をQに譲渡した（以下「本件株式譲渡」という。）。

〔設問 1〕

本件株式譲渡の効力について、判例の立場に立って論じなさい。

〔設問 2〕

仮に、本件株式譲渡につき、甲社代表取締役Aがその事実を知っていた場合、甲社は、本件株式の譲受人であるQを株主として取り扱うことはできるか。判例の立場に立って論じなさい。なお、本件株式譲渡について甲社取締役会の承認はないものとする。

2023 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、非公開会社における譲渡制限株式制度の趣旨と、会社の所定機関の承認を経ずになされた譲渡制限株式の譲渡の効力を問うとともに（〔設問 1〕）、会社の所定機関の承認を経ずになされた譲渡制限株式の譲渡につき、当該譲受人を株主と認めて権利行使させることができるかを問うものである（〔設問 2〕）。
- ・ 双方の設問とも、最高裁判例が存在する基本的な論点であり、しっかりと理解しておくことが望まれる。

《解説・講評》

1 解説

（1）〔設問 1〕について

- ・ 株主は、本来、その有する株式を自由に譲渡できるのが原則である。株主がその有する株式を会社に対して買い取らせた上で投下資本を回収することが許されるのは、会社が特定の行為を行う場合に限られるからである（たとえば、会社が合併等の組織再編行為を行う場合の、反対株式の株式買取請求権が行使される場合）。
 - 株式の自由譲渡性
- ・ 他方、会社の閉鎖性維持の観点から、株式の自由な譲渡を望まないというニーズもある。
- ・ 会社法は、そのような会社のニーズと、他方で本来株式は自由に譲渡されうるということとのバランスを取るために、譲渡制限株式の制度を用意している。つまり、株式の譲渡制限制度の趣旨は、会社にとって好ましくない者が株式を取得することを防止することにより、会社の閉鎖性を維持することにあると解される。
- ・ 上記の制度趣旨から、株主がその有する譲渡制限株式を会社の所定機関の承認を経ることなく譲渡した場合には、会社に対する関係では無効であるが、当事者間では有効であると解される（最判昭和 48 年 6 月 15 日・民集 27 卷 6 号 700 頁）。
 - 取締役会設置会社では、定款に別段の定めがない限り、取締役会が承認機関となる（会社 139 条 1 項）。
 - 当事者間で有効と解するのは、上記制度趣旨から会社に対する関係において

株式譲渡の効力を否定すれば足り、当事者間での効力まで否定するのは行き過ぎと考えられるから。

- ・ 本件では、Pは甲社に何も告げることなく、つまり甲社取締役会の承認を受けることなく、その有する本件株式をQに譲渡しているのであるから、本件株式譲渡は甲社に対してその効力を有しない。他方で、P・Q間では本件株式譲渡の効力は有効であると解される。

(2) 「設問2」について

- ・ 上記(1)で述べたように、譲渡制限株式制度の趣旨は、会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにある、したがって、会社の所定機関(取締役会等)の承認を経ないでなされた譲渡制限株式の譲渡は、会社に対して効力を生じない。
- ・ この考え方を前提とすれば、たとえ会社の代表取締役が譲渡制限株式の譲渡の事実を知っていたとしても、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務があると解されることになる(最判昭和63・3・15判時1273号124頁)。→ そのように解する根拠は、仮に会社が、譲渡人に対しては株式譲渡の事実から株主資格を否定し、他方で譲受人に対しては会社の所定機関の承認が得られていないことを理由に株主資格を否定することになると、当該株式につき株主不在の状況が作り出されてしまうことになる。そして、そのような状況を作り出さないためには、譲渡人が譲受人のいずれかを会社は株主として取り扱う義務があると解さざるを得ないことになるが、そもそも会社の所定機関の承認は譲渡制限株式譲渡の効力発生要件であると解されるため、所定機関の承認がないということは、当該株式の譲渡の効力が発生していないのであるから、依然として譲渡人が株主である。したがって、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務があると解されることになる。
- ・ なお、会社法も、株主名簿の名義書換の場面において、譲渡制限株式の譲渡人または(および)譲受人が、当該株式にかかる株主名簿の名義書換請求をするには、当該株式の譲渡につき会社の所定機関の承認がなされていることを前提としている(会社133条、134条参照)。
- ・ 以上から、本件において、甲社は、本件株式の譲受人であるQを株主として取り扱うことはできないと解される。

2 講評

- ・ 「設問1」については、比較的よく書けていた。もっとも、株式の自由譲渡性という原則から書き始めていない答案が散見された。上記解説で述べたとおり、株主は、例外的な場合を除いて、その有する株式を会社に買い取らせることはで

きないのであり、したがって、株主はその有する株式を自由に譲渡できなければならない。

- また、「設問1」においては、会社の所定機関の承認を経ないでなされた譲渡制限株式譲渡の効力につき、「会社に対抗することができない」という結論を示す答案が比較的多くみられた。「対抗することができない」というのは、譲受人に株主たる地位は帰属するが、それを会社に主張することができないという意味として用いられるところ、このケースでは、そもそも譲受人は株主たる地位が帰属しないのであるから、「対抗することができない」と表現することは誤りである。この問題はいわゆる対抗問題ではなく、効力発生の有無の問題であることを誤って理解していると思われ、この点はしっかりと理解しておいてもらいたい。
- 「設問2」では、「代表取締役が株式譲渡の事実を知っているP・Q間の株式譲渡の事実を知っているのであるから、会社が知っていると見ることができる。したがって、会社がその事実を知っている以上、会社がその危険において、譲渡承認を受けていない譲受人であるQを株主として取り扱うことは可能である。」という答案が比較的多くみられた。このような答案は、株主名簿の名義書換未了の株式譲受人の地位の問題と論点を混同しているのではないかと考えられる。
- 上記解説でも指摘したとおり、また「設問1」の講評の箇所でも述べたとおり、譲渡制限株式の譲渡にかかる会社の所定機関の承認は、当該株式譲渡の効力発生要件であり、対抗要件ではない。したがって、効力発生要件を欠いている以上、効力は生じない、つまり株式譲渡は無効であって、会社は譲渡人を株主として取り扱う義務がある。他方で、株主名簿の制度は会社の事務処理上の便宜のために認められたものであり、株主が自己の地位を会社に対して対抗するための制度である。そのため、株主名簿の名義書換未了の株式譲受人を、会社は株主として取り扱うことは可能である。両者は似たようなシチュエーションでありながら、まったく別の結論になることを理解してもらいたい。
- 双方の設問とも、株式の領域における基本的な問題であり、おおよそすべての基本書に書かれている内容である。制度趣旨や判例をしっかりと理解してもらいたいと考える。

以 上